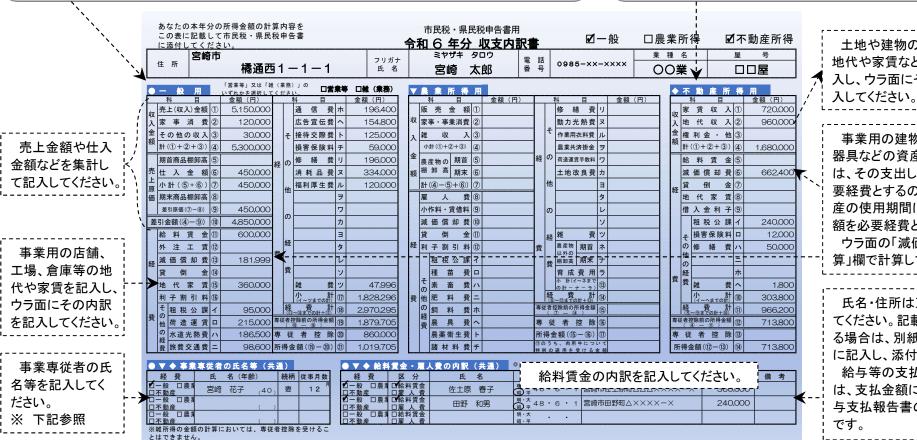
収支内訳書(一般用・不動産所得用)の書き方: オモテ面

営業等所得(次の事業などから生じる所得)がある方

- ・卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、運輸業、修理業、サービス業、作家、外交員、大工、漁業など
- 業務に係る雑所得(原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入 による所得)がある方(※前々年の業務に係る雑所得の収入金額が1,000万円を超える場合に限ります。)
- 一般 用 に収入金額や必要経費などを記入し、右上の「一般」に「✔」を記入してください。

不動産所得(土地や建物の貸付けから生じる所得)がある方

◆ 不 動 産 所 得 用 に収入金額や必要経費などを記入し. 右上の「不動産所得」に「✓」を記入してください。



土地や建物の貸付けによる 地代や家賃などを集計して記 入し、ウラ面にその内訳を記

事業用の建物、機械、装置、 器具などの資産の購入費用 は、その支出した年だけの必 要経費とするのではなく、資 産の使用期間に配分した金 額を必要経費とします。

ウラ面の「減価償却費の計 算」欄で計算してください。

氏名・住所は正確に記入し てください。記載欄が不足す る場合は、別紙(様式任意) に記入し、添付してください。 給与等の支払がある場合に は、支払金額にかかわらず給 与支払報告書の提出が必要

○ 専従者控除について

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、6か月を超える期間その事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次のいずれか少ない方の 金額を必要経費にすることができます。

(1)配偶者は86万円、その他の親族は50万円 (2)専従者控除前の所得金額÷(専従者数+1)

なお、この専従者控除の額については、事業専従者の給与収入とみなされます。また、事業専従者である方は控除対象配偶者及び扶養親族にはなれません。

■■■ 収支内訳書(一般用・不動産所得用)の書き方: ウラ面

減価償却費の計算方法は、資産の取得時期によって異なります。

・平成19年4月1日以降に取得した資産・・・【定額法】

資産の取得価格 × 償却率 × 使用月数/12 × 使用割合 = 減価償却費

・平成19年3月31日以前に取得した資産・・・【旧定額法】

資産の取得価格の90% × 償却率 × 使用月数/12 × 使用割合 = 減価償却費

(例) 令和6年7月に軽自動車を124万円で購入、車両は事業用と自家用の兼用で年間を通じて使用しており、事業で使用する割合は80%の場合

減価償却費の計算 1,240,000円 × 0.250 × 6か月/12か月 × 0.8 = 124,000円

● ▼ ◆ 減価償却費の計算(共通) 減価償却資産 取得 耐用 僧却率 本年中 本年分の 本年分の 本年分の 償却の基礎 特 別 未償却残高 経 費 の名称等 (成熟) 又は の償却 取得価額 普通償却費 (回×ハ×二) 償却費合計 業 必要経費算入額 (下×字) 償却費 になる金額 方法 (期末残高) (繰延資産を含む) _年月 改定償却率 期 間 □一般 □農業 60m 15 € 3 旧定額 22 0.046 16.000.000^t 14.400.000 1.537.600 木诰建物貸家 12 /12 662,400^r 662.400 100 662,400 ☑不動産 21一般 □農業 1台 16 R 照明設備 800,000 40.000 _ 12 /1 7.999 7.999 7.999 1 均等償却 □不動産 □一般 □農業 1台 5世紀 4 パソコン 150,000 150.000 1/3 50.000 50.000 50.000 50.000 一括償却 □不動産 ☑一般 □農業 1台 gH® 軽白動車 1,240,000 1,240,000 定額 4 0.250 155,000 155,000 80 124,000 1,085,000 □不動産 □一般 □農業 □不動産 □一般 □農業 □不動産 □一般 □農業 SHR 一般 計 181,999 ● ◆ 地代家賃の内訳 (一般用・不動産所得用) ▼ 農業収入金額の明細 (農業所得用) 農産物等の 作付面積 販売金額 家事・事業 農産物 農業 計 支払先の住所・氏名 不動産 計 662,400 **√**1 — ∰ 宮崎市高岡町△△××××-> 事業用の店舗、工場、倉庫等の地代や家賃の内 □不動産 高岡 梅子 ▼ 小作料・賃借料の内訳 (農業所得用) 本 年 中 の | 左記賃借料の内 訳を記入してください。 賃借物件 賃 借 料 必要経費算入額 支払先の 区分 而精等 支払額 店舗兼住宅 1,200,000 360,000 小 計 支払先の住所・氏名 経 費 額 区 分 金 口賃耕料 □一般 口小作料 口不動産 本 年 中 の | 左記賃借料の内 賃借物件 賃 借 料 必要経費算入額 小 計 合計 (A+B) ◆ 不動産所得の収入の内訳 (不動産所得用) 年 額 ▼ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (農業所 土地や建物の貸付けによる収入の内訳を記入し □ 貸地 宮崎市清武町△△××××−× 取得・生 720,000 産・定植 前 年 から 種苗費、種 2 貸家 清武 ハナ の名称 等の年月の繰越額 ☑ 貸地 宮崎市大字△△××××−× 960,000 □ 貸家 大宮 二郎 □ 貸地 Ħ

※ 収支内訳書や申告書の記入について、ご不明な点がありましたら、右記までお問い合わせください。

ウラ面 ■■■

減価償却資産の償却率など計算方法の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

新たに取得したものなどで計算方法が不明な場合は、申告会場にお越しいただく際に、取得した物品と取得価額が分かるもの(納品書や領収書など)を持参してください。

減価償却費の計算方法が分からない場合は、 空欄のまま申告会場へお越しください。その際 は、前年の収支内訳書の控えをお持ちください。

〇 帳簿の記帳と保存について

個人で事業や不動産の貸付などを行う全ての方は、帳簿 の記帳と領収書などの書類の保存が必要です。

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先などの相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。日々の合計金額を科目ごとにまとめて記載するなど、簡易な方法で記載することも認められています。

不動産の貸付による収入は、契約上の支払日に相手方の名称や金額を記入し、経費については、支払年月日や支払先の名称及び事由、支払金額を帳簿に記載します。保存している契約書や領収書の控えなどにより取引内容が確認できる収入金額や、少額な費用(経費)については、相手方の名称の記載を省略してその日の合計金額のみを一括して記載することができます。

帳簿の様式や種類には特に定めはありませんが、記帳した帳簿を基に収支内訳書が容易に作成できるよう、整然と、かつ、明瞭に記入してください。

また、帳簿や請求書、領収書などの書類は以下のとおり保存する必要があります。

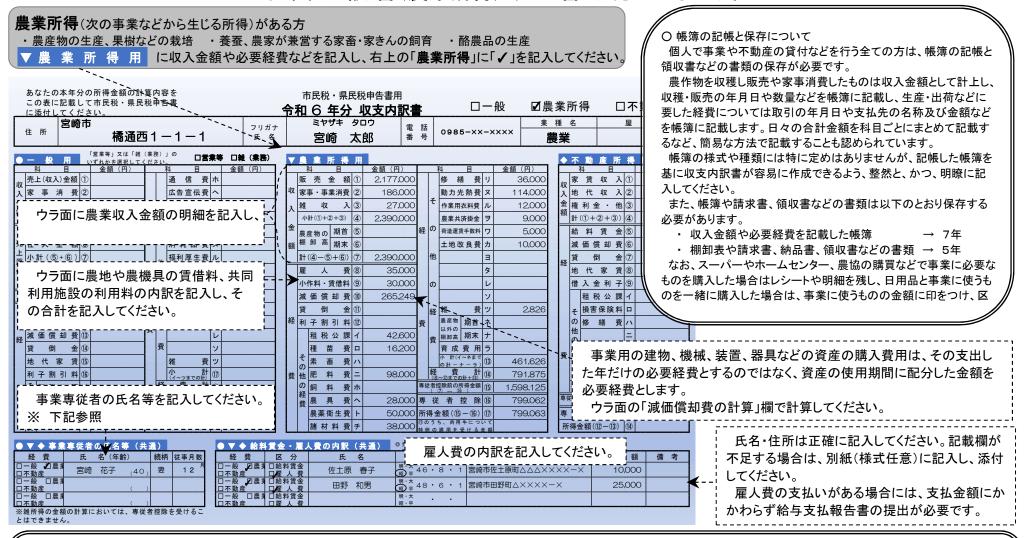
- 収入金額や必要経費を記載した帳簿
- → 7年
- 棚卸表や請求書、納品書、領収書などの書類

→ 5年

なお、スーパーやホームセンターなどで事業に必要なものを購入した場合はレシートや明細を残し、日用品と事業に使うものを一緒に購入した場合は、事業に使うものの金額に印をつけ、区別できるようにしてください。

宮崎市役所 市民税課 電話 0985-21-1748

■■■ 収支内訳書(農業所得用)の書き方: オモテ面 ■■■



○ 専従者控除について

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、6か月を超える期間その事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

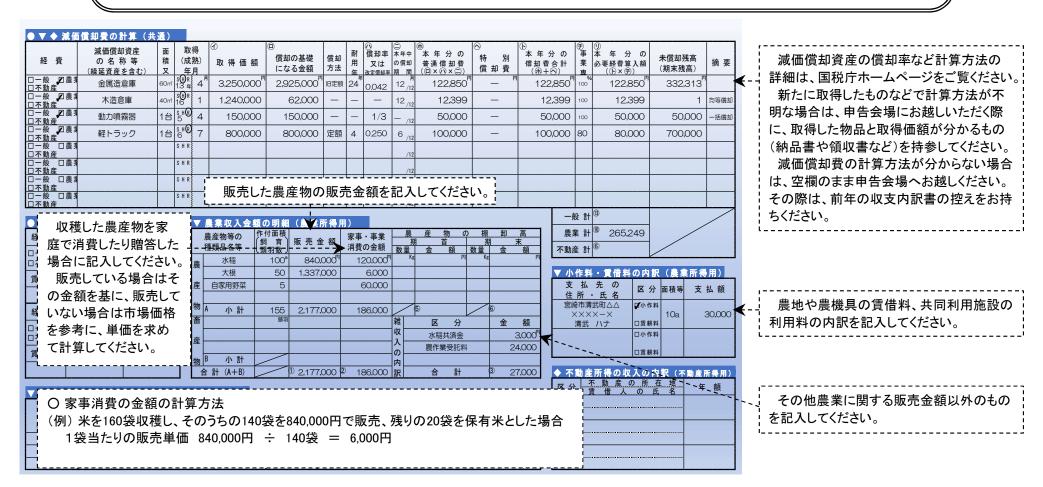
- (1)配偶者は86万円、その他の親族は50万円
- (2)専従者控除前の所得金額÷(専従者数+1)

なお、この専従者控除の額については、事業専従者の給与収入とみなされます。また、事業専従者である方は控除対象配偶者及び扶養親族にはなれません。

■■■ 収支内訳書(農業所得用)の書き方: ウラ面 ■■■

減価償却費の計算方法は、資産の取得時期によって異なります。

- ・平成19年4月1日以降に取得した資産・・・【定額法】 資産の取得価格 × 償却率 × 使用月数/12 × 使用割合 = 減価償却費
- ・平成19年3月31日以前に取得した資産・・・【旧定額法】 資産の取得価格の90% × 償却率 × 使用月数/12 × 使用割合 = 減価償却費
- (例) 令和6年7月に軽トラックを80万円で購入、車両は事業用と自家用の兼用で年間を通じて使用しており、事業で使用する割合は80%の場合減価償却費の計算 800,000円 × 0.250 × 6か月/12か月 × 0.8 = 80,000円



※ 収支内訳書や申告書の記入について、ご不明な点がありましたら、右記までお問い合わせください。

宮崎市役所 市民税課 電話 0985-21-1748